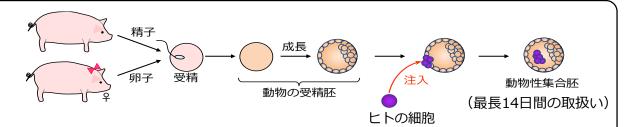
# 特定胚の取扱いに関する指針の改正について

平成31年3月1日 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課 牛命倫理・安全対策室

### 1. 動物性集合胚について

○動物性集合胚とは、<u>動物の胚に、ヒトの</u> <u>細胞(ES細胞やiPS細胞など)を注入し</u> たもの。



○動物性集合胚はクローン技術規制法に定める特定胚の1つであり、<u>その取扱いは同法に基づき、文部科学大臣が定め</u>る特定胚指針(特定胚の取扱いに関する指針、平成13年12月告示)に従って行うこととされている。

#### 2. 特定胚指針見直しの概要

- □ 総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)生命倫理専門調査会の見解(平成25年8月)を踏まえ、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚等研究専門委員会等において特定胚指針の見直しを行い、指針改正案をとりまとめ
- □特定胚指針の改正案について、CSTI生命倫理専門調査会の了承を経て、CSTI本会議に報告され、3月1日に指針告示、同日施行
- □ 今後、移植用臓器の作成、疾患モデル動物の作成による病態解明や創薬、多能性幹細胞の分化能検証など多様な目的の研究の進展が期待される

旧指針	研究目的 移植用臓器作成のための 基礎的研究に限定
改正指	目的を限らず、幅広い研究を認める

# 胚の取扱期間

原始線条 <sup>(※)</sup> 出現まで (最長14日間)

(※) 受精後に現れる筋状の構造。 背骨や脊髄のもととなる。

限定せず(個別の研究計画により判断)

### 胚の胎内移植

禁止

一定の厳格な要件の下に認め、 研究機関と国の2段階で確認 【要件】

- •人の胎内に移植しないこと
- 交雑個体又はそれに類する個体の生成 防止に必要な措置を講じること
- ・個体産生の場合は、他の個体と交配させないこと 等